

留意事項 (Q & A)

区分	質問	回答
1	既に雇用している職員は補助対象になるのか。	補助対象は、今回新たに有期雇用された者です。このため、受入施設が属する法人が運営する介護サービス事業所又は施設において、受入事業実施のために有期雇用の解除や配置転換等をされた者は対象外となります。 なお、ケア・アシスタントは、国の見解や他県の取り扱いを踏まえ、基準配置職員としてはカウントしない取り扱いとします。
2	ケア・アシスタントの受け入れ人数に上限はあるのか。	受け入れ人数、補助対象人数ともに上限はございません。
3	研修実施は施設職員の対応でよいのか。	主に施設職員による実施を想定しています。 また、外部から講師を招いて研修を実施しても差し支えありません。
4	受け入れ時には、雇用契約を結ばないといけないのか。	ケア・アシスタントは、有期雇用労働者の位置づけとなります。 このため、労働基準法第15条において、労働条件を書面で明示することとされています。 このため、業務内容や業務時間、賃金等を明記した雇用に関する条件を書面で用意することが必要です。
5	受け入れにあたり、健康診断の実施義務はあるか。	労働安全衛生法上の義務はありません。
6	ひょうご介護サポーターがケア・アシスタントとして従事しても良いか。	差し支えありません。ひょうご介護サポーターの方にも当該事業への参加についてぜひお声がけください。
7	県外の人を採用しても補助対象になるか。	県外の人であっても、補助対象になります。
8	身体介護（補助）業務に従事できる有資格者の資格は何にあたるか。	介護職員初任者研修（旧：訪問介護員養成研修 2級）以上の資格を想定しています。
9	広報や物品の購入に際して、領収書は必要か。	実績報告を提出する際、履行確認のため領収書の写しの提出が原則必要になりますので、領収書の取得、保管をお願いします。 なお、補助の対象となるのは、当該事業の実施のため、本年度に購入したものに限りです。
10	説明会開催の結果、ケア・アシスタントの雇用に繋がらなかった場合でも、説明会経費（上限 4,000 円）は請求の対象となるか。	対象になります。ただし、所要経費に対して上限 4,000 円で補助を行うため、上限に満たない場合、補助額は所要経費までとなります（千円未満切捨て）。

11	○ J T 研修（試験的な雇用）の時間に制限はあるか。	<p>○ J T 研修は標準モデルを参考に合計 100 時間程度の時間が確保されるよう計画し、希望者に提案してください。</p> <p>また、ケア・アシスタントの職場への慣れや負担を考慮して、○ J T 研修期間は 3 ヶ月を標準としてください。</p> <p>その際、従事者の負担や意向に配慮し、概ね日中の時間帯（8:00～19:00 目処）としてください。</p> <p><標準モデル> 1 日 3 時間、週 3 日勤務、3 か月（計 108 時間） ※補助対象となる研修時間は上限 108 時間</p>
12	○ J T 研修期間の延長や短縮を行ってもよいか。	<p>○ J T 研修期間については、標準モデルを参考に原則 3 か月（計 100 時間程度）の実施を希望者に提案し、その意向も確認しつつ決定してください。</p> <p>ただし、研修開始後、ケア・アシスタント本人から、早期に通常の勤務に変更したい等の希望があった場合や、所定の時間数の研修を実施することが困難な事情が生じた場合は、研修期間を短縮しても差し支えありません。</p> <p>延長については、事業計画により実績報告の前月まで延長を可能とします。（施設 12 月、在宅 3 月）</p> <p>ただし、インフルエンザの感染予防の観点から、施設内で行う研修は 12 月末までに終わるようにしてください。</p> <p>なお、延長の場合も活動経費の補助上限額に変わりはありません。</p>
13	○ J T 研修期間の 1 日の勤務時間は何時間でも良いか。	<p>本事業は、幅広い年齢層の地域住民（一般県民）が介護業務の経験を得つつ、自分の意欲・事情等に適した就労に従事することを目的としています。</p> <p>このため、研修時間の標準モデル例（1 日 3 時間、週 3 日、3 か月）も参考としつつ、施設の事情により過度な負担となる働き方とならないよう、留意して下さい。</p>
14	時給は最低賃金を超えて上乗せしても良いか。	<p>最低賃金は補助基準の設定にあたって参考としました。このため、地域の状況や法人の方針等に応じて独自に時給を上乗せして設定していただいて問題ありません。</p> <p>なお、上乗せの場合においても、活動経費の補助額に変わりはありません。</p> <p><例>時給 1,000 円で 108 時間研修を行う場合、活動経費の補助額は 51,000 円となります。</p> <p>（最低賃金で 108 時間研修を行う際と同額） 960 円/時（※）×108 時間×1/2 =51,000 円（千円未満切り捨て） （※）10 月以降の研修は R5.10 改定後の最低賃金</p>

15	併設しているデイサービスやショートステイ等での勤務も対象とすることは可能か。	<p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設での勤務を基本とします。</p> <p>なお、研修の一環としてデイサービス等での業務を体験いただくことは差し支えありません。ご不明な点があれば、県にご相談ください。</p>
16	通勤交通費は1ヶ月の上限が10,000円か。	通勤交通費の上限額10,000円は補助対象の研修期間中の合計金額の上限になります。